

インボイスの発行業者は、買い手である取引相手から交付を求められたときは、一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類を交付しなければなりません。またインボイスの様式は、法令等では定められてはいませんが、インボイスとして必要事項が記載された請求書、納品書、領収書、レシート等の書類であれば、その名称の如何を問わず、手書きであっても適格請求書に該当します。インボイス

インボイスって何を記載してどんな形式で作ればいいの？

Q2 売り手側からの質問



また、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限る）、その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業に係る取引を行う事業者は、インボイスに代えて、一定の記載事項が省略された適格簡易請求書（いわゆる簡易インボイス）を交付することができます（図表）。

簡易インボイスでは、インボイスと比べて、書類の交付を受ける事業者の氏名または名称の記載が不要で、「税率ごとに区

への記載が必要な項目は、**図表**の①～⑥です。

このようにインボイスは、新しい書類を作成しなければならないというのではなく、図表のとおり、現行の区分記載請求書にいくつかの記載事項が追加されるイメージです。

簡易インボイスとは？

適格請求書・適格簡易請求書の事項

適格請求書（インボイス）

- 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

適格簡易請求書（簡易インボイス）

- 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

請求書			△△商事(株)
11月分 131,200円			登録番号 T 012345...
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
合計 120,000円			消費税 11,200円
8%対象 40,000円		消費税 3,200円	
10%対象 80,000円		消費税 8,000円	

スーパー○○			東京都...
××年11月30日			登録番号 T 123456...
領収書			
商品	数量	金額	
ヨーグルト *	1	¥108	
カップラーメン *	1	¥216	
ビール	1	¥550	
合計			¥874
8%対象 (内消費税額)			¥247
10%対象 (内消費税額)			¥550
消費税額			¥797
お預かり			¥1,000
お釣			¥126

イロ文字は現行の区分記載請求書の記載事項に追加される項目

- インボイスに記載するのは、インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号、
- 取引年月日、
- 取引内容

こんなトピックで回答しよう

分した消費税額等」または「適用税率」のいずれか一方の記載で足りることになっています。

1. インボイスに記載するのは、インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号、

2. 取引年月日、

3. 取引内容

（軽減税率の対象品目である旨も記載）、

4. 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率、

5. 消費税額等、

6. 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称で、この1から6を満たせば様式も書類の名称も問われません。

買い手側&売り手側からのこんなギモンにはこうアドバイスしよう！

ここでは、インボイス制度導入にあたり、取引先から寄せられる相談を「売り手側」「買い手側」に分け、担当者に求められる対応を解説します。

ファイナンシャルスタイリスト
行政書士事務所長
黒木 正人

発行事業者の登録ってどうすればよいの？

Q1 売り手側からの質問



インボイス制度の開始に伴い、企業・個人事業主が適格請求書（インボイス）を交付するには、納税地を所轄する税務署長に対して「適格請求書発行の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。その後の税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合には、登録番号や公表情報等が記載されている「登録通知書」を受領します。

発行事業者の登録は、紙によ

PCやスマホでも申請可

電子申請については国税庁の専用サイトから行います。登録申請手続等は、「e-Taxソフト」（パソコンを利用するWEB版、スマートフォンやタブレットを利用するSP版でも可）により行えます。

WEB版およびSP版においては、スムーズに申請データを作成することができ、「問答形式」を採用しており、申請画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく申請ができます。また事業者自身での申請が大変だと考えられる場合は、顧問税理士にお願いす

こんなトピックで回答しよう

発行事業者の登録は、納税地を所轄する税務署長に対して、紙でも電子でも可能です。紙の場合は国税庁ホームページの「適格請求書発行の登録申請書」に記入して郵送し、電子ではe-Taxを利用して登録申請をします。

登録申請書の提出期限は、2023年10月1日のインボイス制度導入開始当初からインボイスを発行したい場合は、23年3月31日までに登録申請書を提出しなければなりません。その場合でも登録の効力は、23年10月1日に生じることになります。